

令和3年度新型コロナ中小企業者等特別応援金事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年6月18日

産業労働部産業政策課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度 新型コロナ中小企業者等特別応援金事業委託業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、長野県は、令和3年5月の全県特別警報Ⅰの発出等による売上の減少の影響を緩和するため、売上げが大きく減少した中小企業者等のうち、国の緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金を受給していない事業者を対象に、「新型コロナ中小企業者等特別応援金」（以下「特別応援金」という）を支給します。実施に当たり、電話相談対応、申請受付、審査、支払、広報等の一連の業務を受託する事業者を募集します。

(3) 業務内容

- ア 特別応援金に関する電話の問い合わせや相談等に係る業務
- イ 特別応援金の申請書類の受付に係る業務
- ウ 特別応援金の書類審査及び審査結果通知に係る業務
- エ 特別応援金の支払に係る業務
- オ 特別応援金の広報に係る業務

(4) 仕様書案

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 業務遂行手法について（スケジュールの妥当性、効率的・効果的な事業執行、広報の方法）
- イ 実施体制について（事業実績、本業務の着実な実施、申請状況に応じた柔軟な変更）
- ウ 事務局等の設置・運営について（円滑かつ正確な遂行）
- エ 審査・支払等について（正確な審査、迅速な支給の仕組み）
- オ 事業費について（見積額及び積算内訳、根拠と妥当性）

(6) 業務の実施場所

県内一円

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和3年12月31日（金）まで

(8) 積算上限 3,660,834,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

事務費（上限） 332,634,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

特別応援金 3,328,200,000 円（不課税）

※特別応援金部分はこの金額のとおりで見積もること。

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年 11 月 8 日告示第 588 号）の「その他の契約」の等級が A に区分されている者であること。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、公金の給付事務に関する同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 長野県庁内等で行う打ち合わせ等に参加できること。
- (9) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
公金の給付事務に関する業務の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部産業政策課 企画担当（県庁 5 階）

担当 足立、福田、峯村

電話 026-235-0111（代表）内線 2925
026-235-7205（直通）

ファックス 026-235-7496

メール sansei@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和3年6月24日(木)まで。

(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。)

【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限りま

す。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)ア)の3日前までに、書面により産業政策課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により産業政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和3年6月29日(火)午後5時まで。

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。(送付先等は3(4)を参照)。

(4) 回答方法 令和3年7月1日(木)までに参加申込者全員に対し、原則電子メールにより回答するとともに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第8号）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

イ 見積書（様式第8号の付表）

経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者に対し電子メールにより回答します。企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和3年7月5日（月）まで

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで）

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出部数 6部（正本1部、コピー5部）

エ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

検討項目	検討内容（要求内容）	配点
(1) 業務遂行手法の妥当性	事業全体のスケジュールは妥当か。効率的・効果的な事業執行や透明性が確保される内容であるか。広報の方法は妥当か。	20
(2) 実施体制（運営体制、個人情報の取扱い）	業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。これまでの事業実績等から本業務を着実に実施することが期待できるか。申請状況に応じて柔軟に実施体制を変更できるか。	20
(3) 事務局等の設置・運営	業務を円滑かつ正確に遂行できるような、事務局の設置となっているか。各業務を適切に運営できる人員の配置となっているか。	20
(4) 審査・支払等の業務	審査方法、確定申告・売上帳簿等の確認、進捗・支払状況の県との共有方法、重複申請の防止策、迅速な支給の仕組みを導入できるか。	30
(5) 経費見積書	業務費用の算定が適正であるか。	10
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、検討の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- イ 6者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行う可能性があります。なお、応募者が1者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。
- ウ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。
- エ プレゼンテーションは実施しません。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(4)に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載した者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により産業政策課長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)
長野県産業労働部産業政策課 企画担当 (県庁5階)
担当 足立、福田、峯村
電話 026-232-0111 (代表) 内線 2925
026-235-7205 (直通)
ファックス 026-235-7496
メール sansei@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。